

1 米子市景観計画

米子市は、本市の特長な景観の形成を行うため鳥取県の同意を得て、平成19年3月1日に景観法に基づく景観行政団体となりました。本計画は、優れた景観の保全・保存及び創出を総合的・計画的に推進するため、景観形成の基本方針、対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として届出を要する行為及び景観形成基準等を定めています。

(1) 景観形成の基本方針

本市の優れた自然景観と歴史的景観は、豊かな風土と先人の努力により形づくられたものであり、そこで暮らす市民や来訪者に安らぎや潤い、落ち着きや風格を与えてくれる貴重な共有財産となっています。

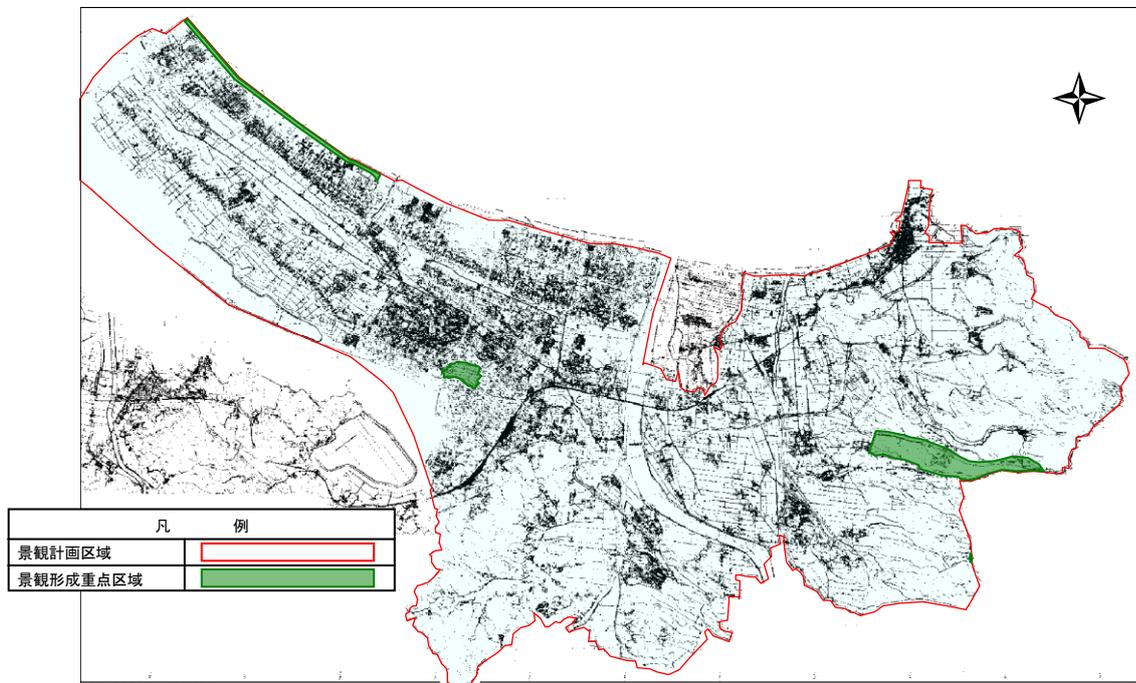
このような景観資源を保全・継承し、活用していくとともに、まちなかに四季を感じさせるものを取り入れ、新たな景観を創造していくことにより、さまざまな表情を持つ魅力的なまちづくりを進めます。

また、良好な景観を形成するため、市、事業者、市民が、それぞれの役割を果たし、適正に景観形成を推進して行かなければなりません。

(2) 対象とする区域（景観計画区域）

平成10年制定の「米子市景観形成条例」の適用区域を米子市全市域としており、引き続き景観形成の取組が必要であることから、景観法に基づく景観計画区域を米子市全域とします。なお、米子市の景観形成上特に重要な地域については、個別に方針や基準を定めるものとします。

米子市景観計画区域図（全体区域図）



(3) 景観形成重点区域

景観計画区域のうち、米子市の景観形成上特に重要な区域として以下の3箇所を指定しています。

① 大山景観形成重点区域

本区域は、鳥取県景観計画区域で指定されている大山町、伯耆町及び江府町に渡る景観形成重点区域と隣接して一体的に景観形成を図るべき区域です。米子市の代表的な景観として大山の眺望がありますが、その対象となる大山を訪れる際の西側の玄関に当たり、アカマツの優れた沿道景観と岡成池堤からの眺望などの優れた自然景観を有しています。なお、本区域を、景観形成特性に基づき沿道景観形成区域と山麓景観形成区域の2つに区分します。

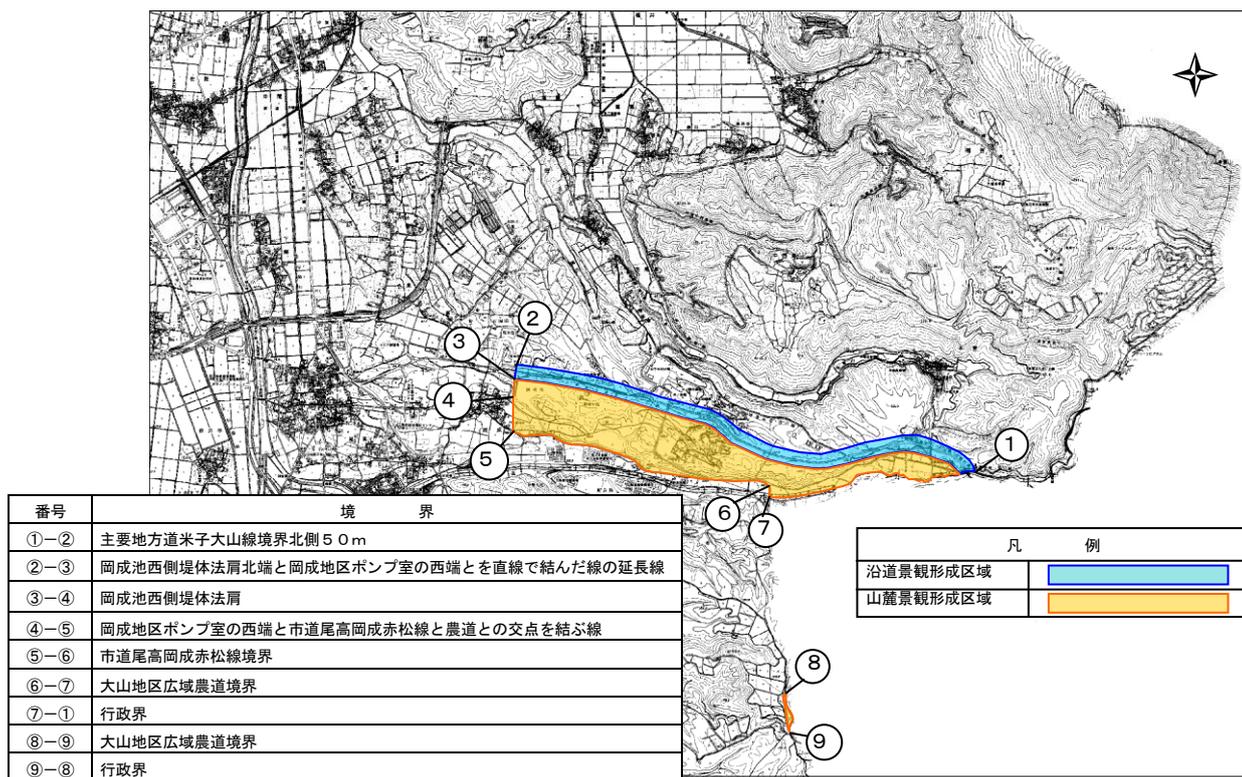
② 弓ヶ浜景観形成重点区域

本区域は、鳥取県景観計画区域で指定されている境港市における景観形成重点区域と隣接して一体的に景観形成を図るべき区域です。市内の主要な幹線道路である国道431号の沿線にはクロマツの林が続いており、白砂青松の美しい景観です。

③ 加茂川・寺町周辺景観形成重点区域

本区域は、商都米子の基礎を築いたまちであり、重要文化財である後藤家住宅や加茂川沿いの白壁土蔵、町屋筋、通りに九つの寺が並ぶ寺町など、江戸時代から明治時代にかけての佇まいを残している区域です。

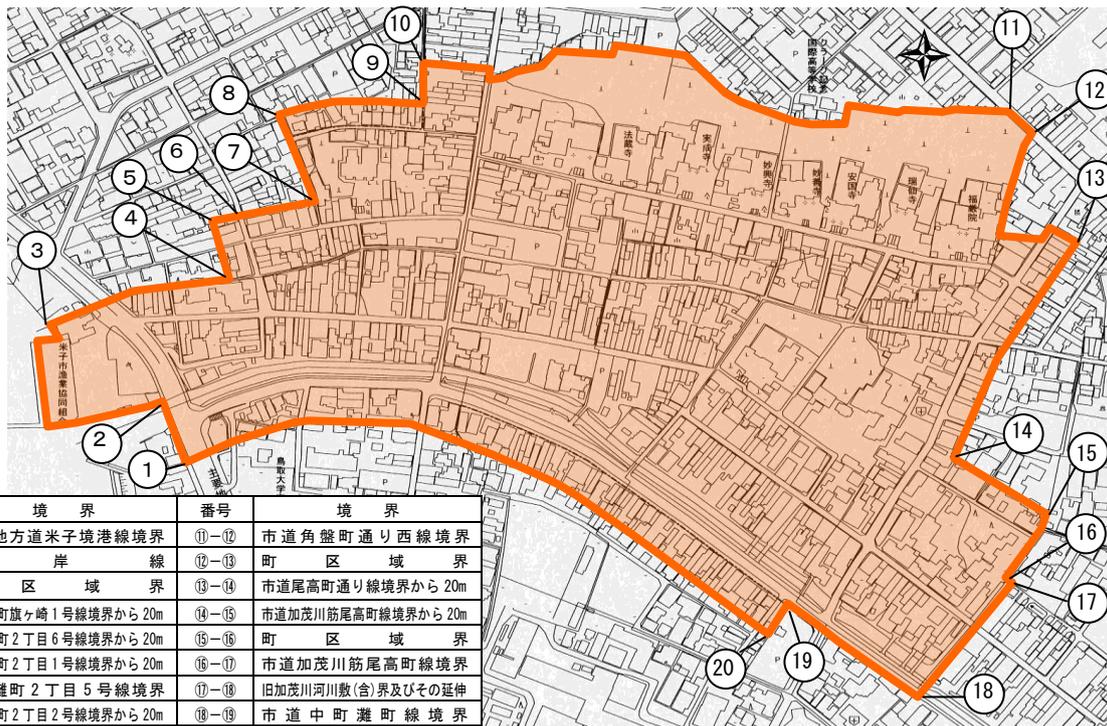
大山景観形成重点区域図



弓ヶ浜景観形成重点区域図



加茂川・寺町周辺景観形成重点区域図



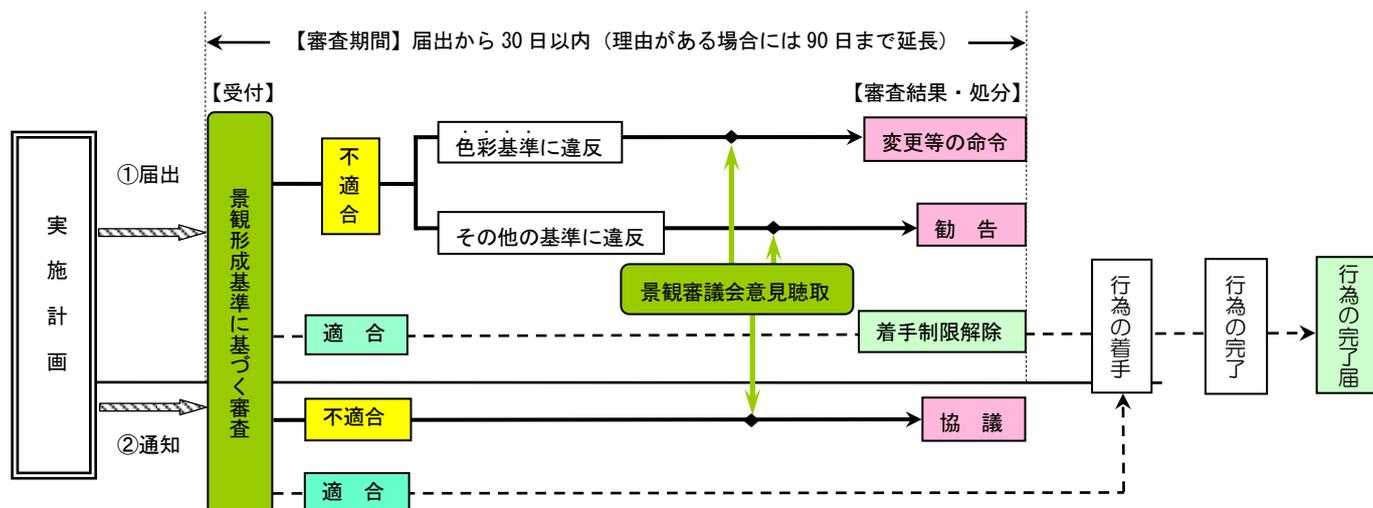
番号	境界	番号	境界
①-②	主要地方道米子境港線境界	⑪-⑫	市道角盤町通り西線境界
②-③	海岸線	⑫-⑬	町区域界
③-④	町区域界	⑬-⑭	市道尾高町通り線境界から20m
④-⑤	市道灘町旗ヶ崎1号線境界から20m	⑭-⑮	市道加茂川筋尾高町線境界から20m
⑤-⑥	市道灘町2丁目6号線境界から20m	⑮-⑯	町区域界
⑥-⑦	市道灘町2丁目1号線境界から20m	⑯-⑰	市道加茂川筋尾高町線境界
⑦-⑧	市道灘町2丁目5号線境界	⑰-⑱	旧加茂川河川敷(含)界及びその延伸
⑧-⑨	市道灘町2丁目2号線境界から20m	⑱-⑳	市道中町灘町線境界
⑨-⑩	市道灘町2丁目4号線境界	⑲-⑳	隣接地境界
⑩-⑪	町区域界	㉑-①	市道中町灘町橋線境界から30m

2 事前届出制度と景観形成基準

(1) 事前届出制度

米子市では、建築物の建築等又は工作物の建設等、土地の区画形質の変更、木竹の植栽又は伐採、物件の堆積、水面の埋立て又は干拓及び特定照明などの行為で一定の規模を超えるものは、景観に影響を与えることから、行為者が行為を行うに際し景観に配慮する為の最低限のルールとして景観形成基準を定めています。

景観形成基準に適合しているか審査するため、行為者は景観法の規定に基づき**あらかじめ行為に着手する前に**、行為の種類、場所、景観形成のために配慮した事項などを記載した**届出書（正・副2通）**を提出する必要があります。なお、**届出を受理した日から30日間は、行為の着手が制限**されます。



- ①届出 (民間事業者又は公共的団体)
- ②通知 (国の機関又は地方公共団体)
- ※届出から30日間は行為の着手が制限されます。

(2) 届出対象行為一覧表

届出対象行為		行為の規模			
		景観計画区域 (景観形成重点区域を除く。)	景観形成重点区域		
建築物の建築等	建築物の新築又は移転(右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	当該建築物の高さが13m超又は建築面積(投影面積)が1,000㎡超(商業地域等(※1)にあっては、高さが20m超又は建築面積が1,500㎡超)	当該建築物の高さが5m超又は延床面積が10㎡超		
	対象建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物において、当該行為に係る部分の面積が100㎡超(商業地域等にあっては、面積が150㎡超)	上記の規模を超える建築物において、当該行為に係る部分の面積が10㎡超		
工作物の建設等	①煙突、排気塔その他これらに類するもの	当該工作物の高さが13m超(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが5m超かつ地盤面から上端までの高さが13m超)又は築造面積(投影面積)が1,000㎡超	当該工作物の高さが5m超(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが1m超かつ地盤面から上端までの高さが5m超)又は築造面積(投影面積)が10㎡超		
	②太陽光発電施設、広告塔、広告板、装飾等その他これらに類するもの				
	③電波塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類するもの				
	④高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの				
	⑤彫像、記念碑その他これらに類するもの				
	⑥鉄柱、木柱、その他これらに類するもの(⑩に掲げるもの支持物を除く。)				
	⑦観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの				
	⑧コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャーランプラントその他これらに類するもの				
	⑨石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設その他これらに類するもの				
	⑩污水处理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの				
	⑪電気供給及び有線電気通信のための電線、索道用架線その他これらに類するもの(これらの支持物を含む。)			当該工作物の高さが20m超(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さが20m超)	当該工作物の高さが13m超(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さが13m超)
	⑫塀、さく、垣(生垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの			当該工作物の高さが3m超かつ長さが10m超	当該工作物の高さが1.5m超かつ長さが5m超
	⑬自動車車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの			当該工作物の高さが13m超又は築造面積(投影面積)が1,000㎡超	当該工作物の高さが5m超又は築造面積が10㎡超
	⑭自動販売機				加茂川・寺町周辺景観形成重点区域にあっては1台以上
⑮高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの	地上からの高さが5m超	地上からの高さが5m超			
⑯橋りょう、公道橋、こ線橋その他これらに類するもの	長さが15m超	長さが15m超 加茂川・寺町周辺景観形成重点区域にあっては2m超			
対象工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超える工作物において、当該行為に係る部分の面積が100㎡超	上記の規模を超える工作物において、当該行為に係る部分の面積が10㎡超			
開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為に係る土地の面積が10,000㎡超又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが5m超かつ長さが10m超	当該行為に係る土地の面積が500㎡超又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが1.5m超かつ長さが5m超			
木竹の植栽又は伐採	伐採面積が10ha超	伐採する木竹の樹高が10m超又は伐採面積が500㎡超			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積する物件の高さが5m超又はその用に供される土地の面積が1,000㎡超	堆積する物件の高さが1.5m超又はその用に供される土地の面積が100㎡超			
水面の埋立て又は干拓	当該行為に係る土地の面積が10,000㎡超又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが5m超かつ長さが10m超	当該行為に係る土地の面積が500㎡超又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが1.5m超かつ長さが5m超			
特定照明	当該照明の対象となる建築物等の高さが13m超	当該照明の対象となる建築物等の高さが5m超			

※1 商業地域等…都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいいます。

(3) 景観形成基準

① 共通事項

項目	景観形成重点区域以外	大山景観形成重点区域	弓ヶ浜景観形成重点区域	加茂川・寺町周辺景観形成重点区域
位置	・景観形成上重要な山、海岸、河川、湖沼、歴史的資産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げないよう配慮した位置とすること。	・景観形成上重要な山、海岸、河川、湖沼、歴史的資産、街並み等に対する展望地等及び周辺からの眺望を妨げないよう配慮した位置とすること。	・景観形成上重要な山、海岸、河川等に対する展望地等及び周辺からの眺望を妨げないよう配慮した位置とすること。	・景観形成上重要な山、海岸、河川、歴史的資産、街並み等に対する展望地等及び周辺からの眺望を妨げないよう配慮した位置とすること。
	・道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。			
	・尾根の近くにあつては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。	・山麓景観形成区域にあつては、既存の自然地形をいかすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・沿道景観形成区域でも尾根の近くにあつては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。		
	・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。			
規模	・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。			
緑化等	・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。			
	・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。			・植栽については、周辺の景観と調和したものとすること。
	・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。			



② 建築物の建築等又は工作物の建設等

項目	景観形成重点区域以外	大山景観形成重点区域	弓ヶ浜景観形成重点区域	加茂川・寺町周辺景観形成重点区域
位置		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等（道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成することができないと認められる広告板、塀等（以下「沿道広告等」という。）を除く。）の敷地が幹線道路（県道及び広域農道をいう。）に接する場合は、その境界から山麓景観形成区域にあっては5m以上、沿道景観形成区域にあっては20m以上後退した位置とすること。 ・沿道景観形成区域内の建築物及び山麓景観形成区域内の専ら自己の居住の用に供する一戸建て住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物（以下「住宅等」という。）は、隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。 ・山麓景観形成区域にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から5m以上離れた位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等（住宅等及び沿道広告等を除く。）の敷地が国道431号に接する場合は、その境界から5m以上後退した位置とし、敷地の制約からそれが困難な場合には、できる限り後退させ、植栽を設置すること。 ・住宅等は、隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。 ・住宅等以外の建築物は、隣地との境界から5m以上離れた位置とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の道路に面する壁面の位置は、隣接する建築物の壁面に揃えること。 ・工作物の敷地が道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・建築物等を後退させる場合には、門、塀、生け垣等を設置し、街並みの連続性を損なわないようすること。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。
規模		<ul style="list-style-type: none"> ・電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは20mを超えないこと。 ・電柱及び送電塔等は高さをできる限り低くすること。 ・大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の松林から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は、原則として2階建て以下とするとともに、3階建て以上とする場合には、道路に面する3階以上の部分の壁面を後退させて街並みの連続性を損なわないようにすること。
外観	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は、周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は、背景となる大山及び中海、旧加茂川、歴史的資産、街並み等の周辺の景観と調和するものとし、全体としてまとまりのある意匠及び形態とすること。 ・複数の建築物等を設ける場合には、それらの間の調和に配慮すること ・屋根は、原則として和風勾配屋根とすること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面設備、屋上設備等（※）は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。 ※ 「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠若しくは遮へい物等による修景を行うこと。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。 		

② 建築物の建築等又は工作物の建設等（つづき）

項目	景観形成重点区域以外	大山景観形成重点区域	弓ヶ浜景観形成重点区域	加茂川・寺町周辺景観形成重点区域																				
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラー（※）は、有彩色に関し、景観形成重点区域以外の屋根を除き、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="2">彩度</th> </tr> <tr> <th>商業地域等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>6以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>		有彩色の色相	彩度		商業地域等	その他	0.1R～10R	6以下	6以下	0.1YR～5Y	6以下	6以下	上記以外の色相	6以下	2以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>		彩度	2以下	4以下	2以下		
	有彩色の色相	彩度																						
		商業地域等	その他																					
	0.1R～10R	6以下	6以下																					
0.1YR～5Y	6以下	6以下																						
上記以外の色相	6以下	2以下																						
彩度																								
2以下																								
4以下																								
2以下																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="2">彩度</th> </tr> <tr> <th>商業地域等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>5.1Y～5BG</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>6以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>		有彩色の色相	彩度		商業地域等	その他	0.1R～10R	6以下	6以下	0.1YR～5Y	6以下	6以下	5.1Y～5BG	6以下	4以下	上記以外の色相	6以下	2以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>		彩度	4以下	6以下	2以下
有彩色の色相	彩度																							
	商業地域等	その他																						
0.1R～10R	6以下	6以下																						
0.1YR～5Y	6以下	6以下																						
5.1Y～5BG	6以下	4以下																						
上記以外の色相	6以下	2以下																						
彩度																								
4以下																								
6以下																								
2以下																								
<p>※ 色彩に関する事項については、日本工業規格の Z8721（色の表示方法～三属性による表示）による。以下同じ。</p> <p>ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。</p>																								
<ul style="list-style-type: none"> ・屋根のベースカラーは、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 																								
<ul style="list-style-type: none"> ・送電又は通信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 																								
			<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機については、ベースカラーの色彩を周辺の景観との調和に配慮し無彩色又は茶色系とすること。ただし、遮へい物等による修景を行う場合は、この限りでない。 																					
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 																							
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る敷地面積が 1,000 m²以上にあつては、その面積から建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除いた面積（共に投影面積）の 3%以上を緑化すること。 																							
	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路と接する部分には、植栽を設置すること。 ・緑化に当たっては、周辺の既存の植生との調和、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮すること。 ・建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。 ・緑化の場所は、道路等公共物から見える位置に植栽するよう考慮すること。 																							



無彩色の鉄塔の例



加茂川・寺町周辺景観形成重点区域の街並みと調和した自動販売機の例

③ 開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)

項目	景観形成重点区域以外	大山景観形成重点区域	弓ヶ浜景観形成重点区域	加茂川・寺町周辺景観形成重点区域
変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> 長大なり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ol style="list-style-type: none"> のり面は、緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 			
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 既存の自然地形をいかし、周辺の地形と調和させること。 のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。 			

④ 土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成重点区域以外	大山景観形成重点区域	弓ヶ浜景観形成重点区域	加茂川・寺町周辺景観形成重点区域
方法	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から、掘採又は採取の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 長大なり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ol style="list-style-type: none"> のり面は、緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 			
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。 			
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 			

⑤ 木竹の伐採

項目	景観形成重点区域以外	大山景観形成重点区域	弓ヶ浜景観形成重点区域	加茂川・寺町周辺景観形成重点区域
方法	<ul style="list-style-type: none"> 既存の高木、樹姿の優れた樹林並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は伐採しないこと。 			
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 			

⑥ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成重点区域以外	大山景観形成重点区域	弓ヶ浜景観形成重点区域	加茂川・寺町周辺景観形成重点区域																
位置	<ul style="list-style-type: none"> 沿道景観形成区域にあつては、道路等に敷地が接する場合には、その境界から20m以上後退すること。 																			
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から堆積されている物件が見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。 塀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは、有彩色に関し、次のとおりとすること。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">有彩色の色相</td> <td style="width: 25%;">彩度</td> <td style="width: 25%;">彩度</td> <td style="width: 25%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>6以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </table>				有彩色の色相	彩度	彩度	彩度	0.1R~10R	6以下	2以下	4以下	0.1YR~5Y	6以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下
有彩色の色相	彩度	彩度	彩度																	
0.1R~10R	6以下	2以下	4以下																	
0.1YR~5Y	6以下	4以下	6以下																	
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																	

⑦ 水面の埋立て又は干拓

項目	景観形成重点区域以外	大山景観形成重点区域	弓ヶ浜景観形成重点区域	加茂川・寺町周辺景観形成重点区域
変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> 長大なり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ol style="list-style-type: none"> のり面は、緑化可能な勾配とすること。 護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 			

⑧ 特定照明

項目	景観形成重点区域以外	大山景観形成重点区域	弓ヶ浜景観形成重点区域	加茂川・寺町周辺景観形成重点区域
方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定の対象物を照射するものであること。 対象物以外の照射は最小限とし、光源の照射角度を下げ、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 			

3 色彩規制

(1) 色彩規制の基準

① 規制の内容

周辺の自然景観や街並みと調和し、良好な景観形成を図るため建築物又は工作物に使用できる色を制限します。建築物の建築等又は工作物の建設等を行う場合（屋根、外壁等）のベースカラー（※1）には、彩度（※2）が次の表の数値の色を使用してください。

ア 建築物又は工作物（送電又は通信のための鉄塔及び自動販売機を除く）

有彩色の色相	景観形成重点区域以外		大山 景観形成 重点区域	弓ヶ浜 景観形成 重点区域	加茂川・寺町周辺 景観形成重点区域
	商業地域等 （※3）	その他			
		屋根以外	屋根		
赤色系(0.1R～10R)	6以下	6以下	6以下	2以下	4以下
黄赤色、黄色系(0.1YR～5Y)	6以下	6以下	6以下	4以下	6以下
黄緑色、青緑色(5.1Y～5BG)	6以下	2以下	4以下	2以下	2以下
上記以外の色相			2以下		

※1 ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩のことで、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱います。

※2 彩度はマンセルカラーシステム（日本工業規格のZ8721（色の表示方法～三属性による表示））によるものです。

※3 商業地域等とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいいます。

イ 送電又は通信のための鉄塔

背景等	色
空	明度 6 以上 8 以下の無彩色（※4）
それ以外	明度 4 以上 5 以下の無彩色
他の法令の規定の定めがある場合	法令の規定による色

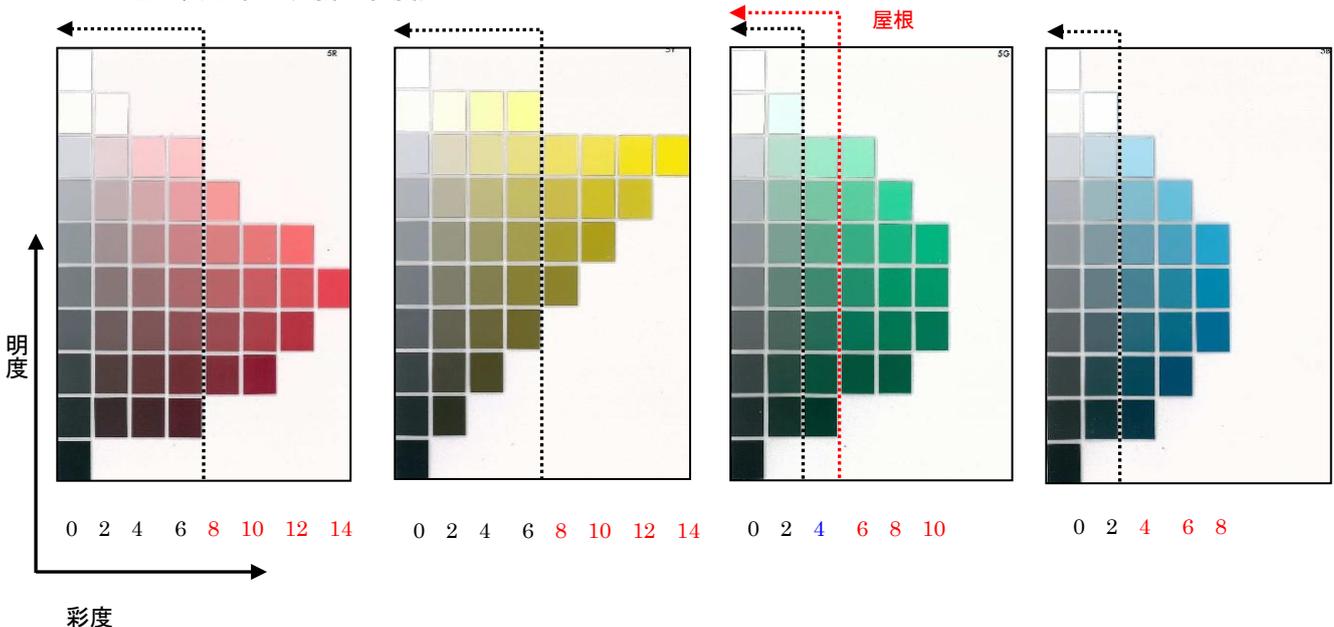
※4 無彩色とは、白、黒、灰色で彩度は0となります。

ウ 自動販売機（加茂川・寺町周辺景観形成重点区域に限る規制） 無彩色又は茶色系（遮へい物等による修景を行う場合を除く）

【例：景観形成重点区域以外のその他】

それぞれの点線より左側の色がベースカラーとして使用できる色です。

マンセル表色系の明度・彩度図

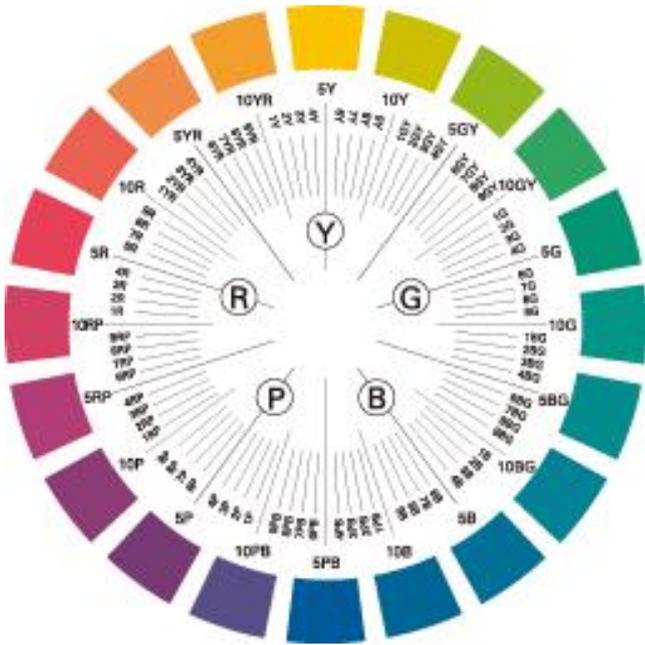


資料提供：日本色研事業㈱

注意：印刷の状況で実際のマンセルカラーと差異が生じている恐れがありますので、確認の際には色標原本をご使用下さい。

【マンセルカラーシステム】

マンセル色相環図



資料提供：日本色研事業(株)

色相、明度、彩度の三つの属性で色を示す色彩体系で、色相 (H)、明度 (V)、彩度 (C) の順に記号化して表します。

色相は、赤 (R)、黄 (Y)、緑 (G)、青 (B) の主要色とその中間色を環状に循環させて並べ、それぞれを1から10に分割し、100色相として色あいを示します。

明度は、色みのない無彩色の黒から白を0から10に分割し、色の明るさを示します。

彩度は、無彩色を0として色みの彩かたの度合いの増加を順次増すように表すもので、色の鮮やかさを示します。色相により彩度の限度が8のものや14のもの等差があります。

マンセル色立体模型写真



資料提供：日本色研事業(株)

注意：印刷の状況で実際のマンセルカラーと差異が生じている恐れがありますので、確認の際には色標原本をご使用下さい。

※ マンセル記号での表示例

1 有彩色の場合

5R6/7 → 色相5R、明度6、彩度7を表します。

2 無彩色の場合

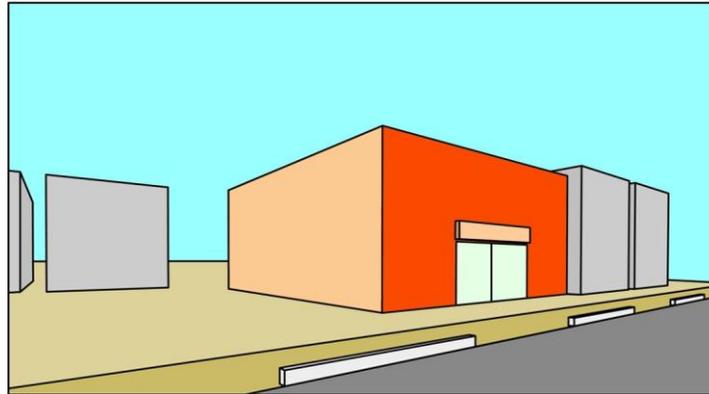
N4 → 明度4を表します。

(2) 色彩規制の審査解説

- > **景観形成基準抜粋** >
/ ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの /
/ 面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして /
< 取り扱う。 <

景観形成基準のベースカラーに関する審査の例については下図のとおり。

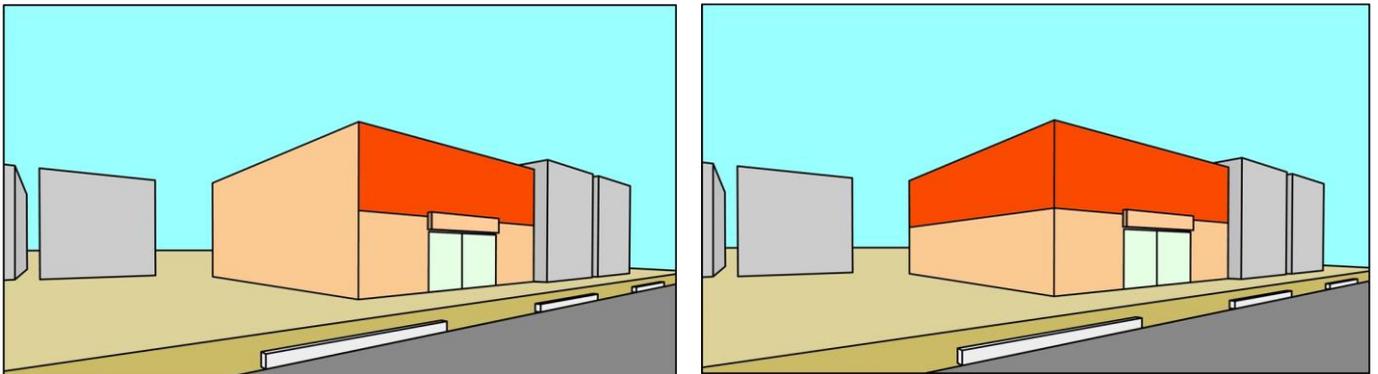
適合しない事例



適合しない色彩が、外壁全体で捉えれば過半を超えていなくても、
正面（道路面）では過半を超えているので不適合となる。

適合させるには

適合する事例



正面、両側面、裏面及び屋根面ごとに色彩規制に適合すること。
1面当りの適合しない色彩の面積は、周辺の景観等を考慮し最小限の面積とすること。

参考1 運用事例Q&A

【届出制度、一般事項】

Q 届出の対象外となる行為はどのようなものがありますか？

【回答】

届出対象行為一覧表の規模を超えている行為でも、通常の管理行為、軽易な行為、非常災害の為の応急措置等が対象外となっています。詳細については、景観法、景観法施行令、景観法施行規則及び米子市景観条例を根拠とし米子市景観計画で定めていますので確認してください。

Q 屋外広告物の届出はどうなりますか？

【回答】

引き続き鳥取県屋外広告物条例に基づく許可申請により規制を行います（申請先：米子市建築相談課）。この場合は、景観法に基づく届出の必要はありません。なお、同条例の申請を行う必要が無い屋外広告物の内、届出対象行為として定める規模であれば景観法に基づく届出が必要となります。

Q 緑化面積の積算はどうなりますか？

【回答】

緑化面積とは緑化施設の面積であり、都市緑地法で規定する緑化施設の面積の算出方法の例によるものとします。

Q 都市計画法に基づく風致地区内における建築物等の規制の手続きはどうなりますか？

【回答】

米子市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条に基づく許可申請（申請先：米子市建築相談課）を行われても、届出対象行為として定める規模であれば景観法に基づく届出が必要となります。

現時点では、米子市風致地区内における建築等の規制に関する条例における許可申請の適用除外行為、色彩規制の基準等に関して、景観計画と相違があるためです。

Q 景観形成重点区域は何を根拠に規定される用語ですか？

【回答】

米子市景観条例で規定する用語で、景観計画区域のうち、米子市の良好な景観を形成する上で特に重要な区域です。米子市では景観法及び都市計画法に基づく景観地区の指定はしていませんが、米子市の良好な景観を形成する上で特に重要な区域に即した基準を定める為に創設した制度です。

Q 届出をしたらいつから行為に着手できますか？

【回答】

景観法第18条第1項に基づき、届出を受理した日から30日間は行為の着手制限があります。なお、景観形成基準に適合している場合には、適合通知に併せて行為の着手制限の解除をしますので、その場合は通知後、直ちに着手できます。

例えば、4月1日に届出を受理（書類が全て適切に整っている必要があります）した場合、4月2日から起算して5月1日が30日間となるので、5月2日から行為着手できることとなります。

ただし、特定届出対象行為（建築物の建築等及び工作物の建設等）に関しては、景観形成基準に適合していない場合や実地調査の必要がある場合等には、90日を超えない範囲で行為の着手制限を延長することがあります。

Q 完了検査はありますか？

【回答】

米子市景観条例第9条に基づき、届出に係る行為の完了後、速やかにその旨を届け出てください。完了届に添付された写真で確認します。場合によっては現地確認をおこないますが、立会等は原則求めません。

Q 正式な届出の前に事前相談をすることはできますか？

【回答】

米子市は、届出制度とは別に事前協議制度を設けていますので、相談された時点での景観形成基準に基づき回答することは可能です。

Q 申請書等はインターネットでダウンロードできますか？

【回答】

米子市のホームページ (<http://www.city.yonago.lg.jp/>) から、市の組織>都市整備部>建築相談課>申請書ダウンロード>[米子市景観条例に関わる申請・届出](#)でダウンロードできます。

Q 景観計画はインターネットでダウンロードできますか？

【回答】

米子市のホームページ (<http://www.city.yonago.lg.jp/>) から、市の組織>都市整備部>建築相談課>米子市の景観計画>[米子市景観計画](#)でダウンロードできます。

参考2 添付図書

届出の際には、届出書以外に下記の添付図書が必要です。

行為の種類	図 書		
	種 類	記載する内容	規 格
建築物の建築等 工作物の建設等	周 辺 見 取 図	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為の位置	縮尺 2,500 分の 1 以上
	配 置 図	(1) 方位 (2) 敷地の形状及び寸法 (3) 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置関係 (4) 隣接する道路の位置及び幅員 (5) 樹木等を植栽する場合にあっては、当該樹木等の位置、種類、高さ及び本数 (6) 外構施設の位置、材料及び面積 (7) 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 100 分の 1 以上
	立 面 図	(1) 各面の方位及び寸法 (2) 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 (3) 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩（色見本等により具体的に示したもの）	縮尺 50 分の 1 以上
	現 況 写 真 等	行為の場所及びその周辺の状況 行為後の状況	カラー写真 合成写真、コンピュータグラフィック等
	景観形成基準に対する配慮状況等を確認する書類	米子市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び当該配慮の内容	市長が定めるところによる。
開発行為、 土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他の土地の 形質の変更 水面の埋立て又は 干拓	周 辺 見 取 図	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為の位置	縮尺 2,500 分の 1 以上
	現 況 図	(1) 方位 (2) 行為の区域 (3) 周辺の土地の利用の現況及び地形 (4) 隣接する道路の位置及び幅員 (5) 断面図に係る断面の位置及び方向 (6) 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 2,500 分の 1 以上
	土 地 利 用 計 画 図	(1) 方位 (2) 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 (3) 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 (4) 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	縮尺 2,500 分の 1 以上
	断 面 図	行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面	縮尺 100 分の 1 以上
	現 況 写 真 等	行為の場所及びその周辺の状況 行為後の状況	カラー写真 合成写真、コンピュータグラフィック等
	景観形成基準に対する配慮状況等を確認する書類	米子市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び当該配慮の内容	市長が定めるところによる。
木竹の植栽又は 伐採	周 辺 見 取 図	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為の位置	縮尺 50,000 分の 1 以上
	伐 採 計 画 図	(1) 方位 (2) 行為の区域 (3) 周辺の土地の利用の現況及び地形 (4) 伐採する木竹の種類、高さ、本数及び面積 (5) 隣接する道路の位置及び幅員 (6) 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 5,000 分の 1 以上
	土 地 利 用 計 画 図	(1) 方位 (2) 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 (3) 行為後における植栽等の位置、種類及び規模	縮尺 1,000 分の 1 以上
	現 況 写 真 等	行為の場所及びその周辺の状況 行為後の状況	カラー写真 合成写真、コンピュータグラフィック等
	景観形成基準に対する配慮状況等を確認する書類	米子市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び当該配慮の内容	市長が定めるところによる。

参考2 添付図書のつづき

行為の種類	図 書		
	種 類	記載する内容	規 格
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	周 辺 見 取 図	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為の位置 (5) 周辺の土地の利用の現況及び地形	縮尺 2,500 分の 1 以上
	配 置 図	(1) 方位 (2) 敷地の形状及び寸法 (3) 集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 (4) 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 (5) 隣接する道路の位置及び幅員 (6) 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 200 分の 1 以上
	現 況 写 真 等	行為の場所及びその周辺の状況	カラー写真
		行為後の状況	合成写真、コンピュータグラフィック等
景観形成基準に対する配慮状況等を確認する書類	米子市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び当該配慮の内容	市長が定めるところによる。	
特定照明	周 辺 見 取 図	(1) 方位 (2) 道路 (3) 目標となる地物 (4) 行為の位置 (5) 周辺の土地の利用の現況及び地形	縮尺 2,500 分の 1 以上
	配 置 図	(1) 方位 (2) 敷地の形状及び寸法 (3) 現況写真の撮影の位置及び方向	縮尺 200 分の 1 以上
	立 面 図	(1) 照射面の方位及び寸法 (2) 照射の位置及び角度 (3) 照明の種類	縮尺 50 分の 1 以上
	現 況 写 真 等	行為の場所及びその周辺の状況	カラー写真
		行為後の状況	合成写真、コンピュータグラフィック等
景観形成基準に対する配慮状況等を確認する書類	米子市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び当該配慮の内容	市長が定めるところによる。	

備考 行為の規模が大きいため、当該行為について提出すべき図書の縮尺がこの表の規格の欄に定める縮尺によっては当該行為の内容を適切に表示することができない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適当と認める縮尺により作成した図書をもって、当該行為について提出すべき図書とすることができます。

※ 届出書（正・副 2 通）にそれぞれ添付図書添えて提出してください。

なお、行為着手予定日を除いて 30 日前までに、手直しが無い状態で提出されなければ受付できませんので、ご注意ください。